

教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等
実証機関 公募要領

内容

1	事業の趣旨	2
2	本事業における用語の定義	2
3	指定の対象	4
4	実施内容	4
	(1) 実証研究	4
	(2) 実証研究結果の報告及び効果検証への協力	8
5	実施体制	9
6	事業実施に当たっての留意点	9
7	応募手続き・採択等	12
8	誓約書の提出	16
9	実証機関の選定	16
10	公募要領に関する連絡先・応募資料の提出先	16

1 事業の趣旨

児童生徒の1人1台端末には様々なツールが導入されているが、各ツールの教育データは各ツール内で保存されているのみであることが多く、各種教育データを利活用している自治体は多くない。一部の先行自治体において、様々なツールから取得した教育データを利活用する取組が進んでいるが、まだまだ全国的な取組とはなっていない状況である。

文部科学省では、教育データの更なる利活用の取組を全国的に推進するため、「教育データを利活用したいけれど何から始めたら良いか分からない」という教育委員会の担当者を主な対象とし、教育データを利活用していくまでのステップについて解説した「今からはじめる！NEXT GIGA 教育データ利活用のステップ（β版）」（以下「ステップ（β版）」）という。）を公表している。ステップ（β版）は「β版」として、作成時点で想定される内容を整理したものであり、今後の実証や議論を踏まえて、ブラッシュアップを重ねて、現場に即したガイドブックとしていくこととしている。

本事業では、実証機関において実証を行うとともに教育データ利活用の横展開のための自治体支援を行う。実証研究では、教育データ利活用の目的設定から手法の選択、データの収集、実装手法の決定、データの活用、効果検証までの一連のプロセスを実証したうえで、これまでの実証から得られたノウハウをまとめてステップ（β版）に反映し、教育データの利活用を推進する。

2 本事業における用語の定義

・校務系システム

校務系ネットワーク、校務系サーバ及び校務用端末から構成される校務系情報を取り扱うシステム、及び、校務系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム

・学習系システム

学習系ネットワーク、学習系サーバ、学習者用端末及び指導者用端末から構成される学習系情報を取り扱うシステム、及び、学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム。OSメーカーが標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェア¹、学習ツール（各種デジタル教材等）、デジタル教科書、MEXCBT等を含む。

・アクセス制御

情報又は情報システムへのアクセスを許可する主体を制限すること。

¹ 「ワープロソフト」、「表計算ソフト」、「プレゼンテーションソフト」、「インターネットブラウザ」、「コラボレーションツール」及び「web会議システム」を想定

- ・強固なアクセス制御

インターネットを通信経路とする前提で、内部・外部からの不正アクセスを防御するために、利用者認証（多要素認証）、端末認証、アクセス経路の監視・制御等を組み合わせたセキュリティ対策を指す。利用者毎に情報へのアクセス権限を適切に設定するとともに、①アクセスの真正性、②端末・サーバ・通信の安全性の観点から、端末とクラウドサービスを提供するサーバ間の通信を暗号化し、認証により利用者のアクセスの適正さを常に確認しなければならない。

- ・監査ログ

システムの運用者・利用者等の操作内容を記録したファイル

- ・シングルサインオン

一度のユーザ認証によって複数のシステムの利用が可能になる仕組み

- ・ダッシュボード

組織に蓄積された大量のデータを収集、分析して簡潔にまとめ、集計値や表、グラフなどで視覚的に分かりやすく一覧化・可視化する機能を備えたシステムのこと（教育データの見える化の在り方の1つ）

- ・学習eポータル

GIGAスクール構想で整備された1人1台環境と高速ネットワークを活かし、ソフトウェア間の相互運用性を確立して利用者にとっての操作性を向上させるとともに、教育データをより良く活用するために構想された、日本の初等中等教育向けのデジタル学習環境のコンセプトの、全体像や技術仕様、運用のルールなどをまとめた「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル（※）」に準拠したソフトウェアのこと。デジタルによる学習環境のハブの役割を果たすことが期待される。

※ictconnect21.jp/ict/wp-content/uploads/2025/03/PSE_interoperability_standard_V5p00.pdf

- ・文部科学省CBTシステム（MEXCBT）（以下「MEXCBT」という。）

GIGAスクール構想により、児童生徒1人1台端末環境が整備されたことを踏まえ、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的CBT（Computer Based Testing）プラットフォームのこと。

- ・教育データ利活用のステップ（β版）（「ステップ（β版）」）

「教育データを活用したいけれど何から始めたら良いか分からぬ」という教育委員会の担当者向けに、教育データを利活用していくまでのステップについて解説した参考資料（※）。令和7年度末に、「教育データ利活用のステップ（β版）2.0」（以下「ステップ（β版）2.0」という。）を公表予定。

※https://www.mext.go.jp/content/240801-mext_syoto01-000037261_2-2.pdf

3 指定の対象

文部科学省は、本公募に応募した学校設置者（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）（詳細については、7（1）参照）を選定の上指定し、本事業に参加させることとする。指定を受けた学校設置者を、「実証機関」と呼ぶ。

4 実施内容

実証機関は、本事業における実証研究を実施するとともに本事業全体を取りまとめる委託事業者（以下「とりまとめ事業者」という。）が実施する効果検証に対応する。

（1）実証研究

実証機関は、とりまとめ事業者の伴奏支援のもと、令和7年度末に公表予定の「教育データ利活用のステップ（β版）2.0」（以下「ステップ（β版）2.0」という。ステップ（β版）2.0の主な構成は、以下の①～⑥までの通り。）を基に実証を行うこと。

本事業においては、教育データ利活用の段階毎に実証機関を基礎枠・成長枠・発展枠に分類してそれぞれの段階に応じた実証を行うこととする（枠組みの詳細は下記の枠囲み部分参照）。

なお、実証研究では、システムの利用自体が目的とならず、教育データ利活用が、児童生徒の発達段階に応じた最適な活用や教師の業務に関して最適な活用となるように留意すること（詳細は、6（3）を参照）。

＜教育データ利活用の段階に応じた分類＞

基礎枠：教育データ利活用について未着手又は検討中であり、令和8年度に主にデータ利活用の目的設定からシステムの検討までを実施する。

成長枠：教育データ利活用の取組を始めているが、令和8年度にデータ利活用の目的・方法・データ項目の再整理を行い、システムの開発・改修を行い、教育委員会又は学校でのデータ利活用の実践、効果検証を実施する。

発展枠：教育データ利活用の取組を継続的に続けており、令和8年度には主としてデータ利活用の実践及び実施機関における検証・取組の改善を実施する（本事業において、教育データ利活用による効果の整理や新たなユースケース創出の検討

に協力することが期待される)。

① 教育データ利活用の目的を定める

実証機関や学校（以下「学校等」という。）における教育行政・教育現場の課題を洗い出し、教育データ利活用の目的を設定する。学校等における教育上の課題や業務上の課題を洗い出し、教育振興基本計画等の大きな方針も意識しながら、目的を設定する。

(枠組み毎の実施内容)

基礎枠：実証研究の開始後、実証機関において課題の洗い出しを行い、とりまとめ事業者の支援のもと、課題の整理・可視化、目的設定を行う。

成長枠：教育行政・教育現場の課題の再確認の上、実証機関において既に定めているデータ利活用の目的の再整理を行う。

発展枠：教育行政・教育現場の課題の再確認の上、実証機関において既に定めているデータ利活用の目的の再整理を行う。また、データを利活用し、目的達成のための指標を具体的に検討する。

② 教育データ利活用の方法を決める

見える化、共有、予測、検証等（※）の利活用の方法を検討する。設定した目的を踏まえて、どのようにデータを使いたいのか（例えば、子供の状況を見たい、教員間で共有を図りたい等）を検討する。

（※）教育データ利活用の方法の例

・ 見える化

学校設置者・学校・学年・クラス・個人単位のデータを見る化し、課題を特定の上、個別の状況に応じた対応をする。

・ 共有

教職員間や学校・学校設置者間等でデータを共有し、協働して課題解決に取り組む。

・ 予測

顕在化していないリスクを予測し、早期対応に繋げる。

・ 検証

介入の効果や、課題の背景を検証し、より良い改善に繋げる。また、介入を拡大していくための論拠とする。

(枠組み毎の実施内容)

基礎枠：設定した目的に適したデータ利活用の方法について検討し、とりまとめ事業者の支援のもと検討を深め、決定する。

成長枠・発展枠：実証機関において既に決定・実施しているデータ利活用の方法が目的に

合致しているか確認し、必要に応じて見直す。

③ 利活用するデータを決める

実際に収集・加工とするデータ項目を定義する。目的・方法に対応して必要なデータ項目を仮説的に定義したうえで、現在保有しているデータの種類や量、粒度等の現状を整理し、データ項目を決定する。

(枠組み毎の実施内容)

基礎枠：実証機関において保有するデータの整理を行い、とりまとめ事業者の支援のもと、利活用するデータ項目や追加取得するデータについて検討する。

成長枠・発展枠：すでに実証機関において定めているデータ項目に過不足が無いかやデータ取得方法が適切かについて再整理する。

④ 教育データ利活用のシステムを決める

データを活用するシステムを決定し、実装・改修する。必要なデータ項目を、収集・活用するためのシステムを検討・決定の上、システム化のための手続き（実証・調達・導入）を進める。なお、既存の環境で目的達成可能であればシステムの構築は行わない。

(枠組み毎の実施内容)

基礎枠：とりまとめ事業者が作成するプロトタイプや市販の学習ツール等（※）を試用し、検討した目的や方法、データ項目が適切であるかを検証し、次年度以降に実証機関において調達するシステムの仕様を検討する。なお、本事業において、システム開発は実施しない。

（※）市販の学習ツール等について、無償で提供されるテストアカウント等があれば優先的に活用することとする。有償のアカウントしか利用できない場合には、実証に必要な最低限の範囲でライセンス費も支出することが可能。

成長枠：実際にシステムの調達・開発・改修を行い、システム開発の際の留意事項等について整理する。

発展枠：再整理した目的や方法、データ項目を踏まえ、発展的なデータ利活用が可能となるよう、すでに導入しているシステムについて必要に応じて改修を行う。

なお、成長枠・発展枠については、以下A)～C) の機能を取り入れた形での環境を検討すること。基礎枠については、次年度以降に調達するシステムの仕様に取り入れられないか検討すること。いずれかの機能を取り入れることが難しい場合には、その要因を整理し、とりまとめ事業者と相談の上、事業報告書等にまとめること。

【求める機能の具体的な内容】

- A) 児童生徒の様々なデータを同一ユーザのものとして識別し管理・連携する仕組み
様々なシステムに保管されている児童生徒の情報等について、変換テーブルの実装やIDの統一等により、異なるシステムであっても、同一ユーザのものと識別して管理・連携できるようにすること。
- B) データを集約・蓄積できる仕組み及びデータ利活用に必要な様々なデータを連携し、包括的・容易に保管・管理する仕組み
様々なシステムに保管されている児童生徒等の情報等を包括的・容易に保管・管理する仕組みを実装すること。さらに、データ利活用の目的に応じて児童生徒等の情報に限らない校務系データや行政系データも含めた教育関係のデータを包括的・容易に保管・管理する仕組みも実装すると望ましい。
保管・管理の方法としては、システム間で自動連携して一つのデータベースで全てのデータを管理する方法のほか、システムを連携しデータをその都度取得する方法も可とするが、実証機関等（実証機関の他、本事業において実証機関のシステム構築等を担わせるために実証機関が指定した事業者（以下「参画事業者」という。）を含む。以下同じ。）が手動で連携する方法は不可とする。
- C) データへのアクセス制御を行う仕組み及び監査ログを管理する仕組み
システムの連携に伴い、実証機関・学校（教職員）・児童生徒等の主体ごとに適切にデータへのアクセス制御と監査ログの管理を行う仕組みを実装すること。実証機関で今回活用するシステムにおいて導入することとする。
その際、個人情報の適正な取扱いに留意するとともに、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）」に準拠し、強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策を前提とすること。

⑤ 教育データの活用

実際に学校等でデータの利活用に取り組む。学校等において、データを活用し、気づきを得て、データ利活用の目的に応じて必要なアクションにつなげる。また、実証機関においては、設置する学校においてシステムがより活用されるよう、教職員等を対象とする説明会の実施を実施するとともに、データの活用前の状況を把握したうえで、データ活用開始後の活用状況の聞き取り等を行う。

(枠組み毎の実施内容)

基礎枠：プロトタイプや学習ツール等について、実証機関や学校（初等中等教育段階の学校種に限る）における試用を行う。

成長枠：学校現場における活用の場合は、複数の重点校（初等中等教育段階の学校種に限る）を指定し、実装したシステムの活用を実施する。重点校では、システムの活用が見込まれるすべての児童生徒及び教職員を対象とすること。また、システムの導入に当たり必要な説明会等を実施する。実証機関における活用の場合には、関係する職務を行う職員が実装したシステムの活用を実施する。

発展枠：学校現場における活用の場合は、10校以上の学校（初等中等教育段階の学校種に限る）において活用を行う（一部の学校での活用が難しい場合は、とりまとめ事業者を通じて、文部科学省に理由を提出し、承認を得ること。）。実証機関における活用の場合には、関係する職務を行い、アクセス権を有する全ての職員が実装したシステムの活用を実施する。

⑥ 効果や課題を確認し、ネクストアクションを検討する

データ利活用の効果・運用上の課題を把握し、データ利活用の取組の全体像の見直しを行う。実証機関において定期的にデータ利活用の効果や課題を検証したうえで、ネクストアクションを検討する。実証機関において実施した検証の結果については、とりまとめ事業者を通じて、文部科学省に提供すること。

（枠組み毎の実施内容）

基礎枠：プロトタイプや市販の学習ツール等の試用による効果や課題を検証し、次年度以降に実証機関において調達するシステムの仕様への反映を検討する。

成長枠：重点校における活用の効果や課題を検証し、次年度以降、さらに広範囲での活用が実現するよう検討する。

発展枠：システムの活用について効果や課題を検証し、指標の達成にむけて具体的なネクストアクションを検討する。

（2）実証研究結果の報告及び効果検証への協力

実証機関等は、とりまとめ事業者が実施する実証研究の効果検証に協力すること。効果検証の方法等については、実証機関職員及び学校の教職員、児童生徒向けのアンケート調査やヒアリング調査を予定しているが、具体的にはとりまとめ事業者に指示に従うものとする。アンケート調査、ヒアリング調査の内容や実施方法等に関して、とりまとめ事業者が具体的な検討や決定を行う段階においても、とりまとめ事業者からの意見聴取や日程調整等に協力すること。調査においては、ステップ（β版）2.0を踏まえて円滑に実施できた取組のみならず、十分な効果が得られなかった事象に対する対応策や解決策、他の機関や学校等の参考になり得る情報について積極的に報告すること。これらの情報の取りまとめ（資料作成を含む）は、とりまとめ事業者が実施するものとする。

また、実証機関は、参画事業者に対し、実証機関が今後システムを運用していくことを踏まえた、設計書、運用・保守手順書、システムの課題、リスク引継ぎ事項、個別引継ぎ事項、

改善提案引継ぎ事項等を記載した文書を作成させ、実証機関及びとりまとめ事業者へ提出させること。

5 実施体制

本事業の実施体制は、以下の通りとすること。

- ・ 文部科学省は、本事業の入札において落札した事業者に当該事業の業務委託を行い、とりまとめ事業者とする。
- ・ 文部科学省は、本事業の入札とは別に、実証機関等選定のための公募を実施し採択する機関を指定する。（本公募）
- ・ 実証機関は、参画事業者を指定する。参画事業者が複数の場合には、参画事業者を取りまとめる事業者も併せて指定し、実証機関及び複数の事業者間で適切な連携をとる体制を構築する。
- ・ とりまとめ事業者は、実証機関に対し、実証研究に関わる部分（システム開発等を除く）の再委託等を行う。
- ・ とりまとめ事業者は、実証機関が実証研究においてシステム開発等を実施する場合は、実証機関が指定する参画事業者に対し、実証研究に係るシステム開発等に関わる部分の再委託等を行う。なお、複数の参画事業者がいる場合には、とりまとめ事業者がそれぞれの事業者に対して再委託等を行う。参画事業者から他の参画事業者への再々委託は不可とする。
- ・ とりまとめ事業者は、再委託契約書の他、本事業における役割分担等、あらかじめ取り決める必要のある事項について、とりまとめ事業者、実証機関、参画事業者の三者において協議のうえ、協定を締結する等の方法により、別途規定し、協定書等の文書の作成を行う。なお、システム開発等にかかる開発・運用等の責任は実証機関及び参画事業者が負うこととする。
- ・ とりまとめ事業者は実証研究における検証結果について、文部科学省に事業報告書等を納品する。実証機関及び参画事業者は、とりまとめ事業者が作成する成果報告書等の作成に協力する。

6 事業実施に当たっての留意点

- (1) 文部科学省教育データ標準及び「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル」（令和7年度末公表予定のもの）（以下「相互運用標準モデル」という。）の適用
4. (1) ④において教育データ利活用のシステムを検討する場合、データの形式等は、文部科学省教育データ標準に倣うこと。また、相互運用標準モデルに規定のあるデータ連携を行う場合（例：校務支援システムから学習eポータルへの名簿情報の受け渡し／学習eポータルと学習ツールの連携）に該当する場合には、相互運用標準モデルを参照してシステムを

構築することを検討すること。

参考文献は以下の通り。

- 文部科学省教育データ標準

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm

- 初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm#eportal_model

(2) 実証研究のシステム開発に関わる調達範囲

成長枠・発展枠の実証機関の参画事業者において、実証研究のシステム開発に必要となる費用を調達範囲とする。うち、4. (1) ④の実施にあたって調達可能な範囲を例示する。ただし、期間に応じて必要となる費用については、実証期間に必要となる分をのみを調達範囲とする。

- A)～C)の機能を開発するにあたり必要なシステム構築費・運用費（ネットワークの帯域の強化が必要な場合においては、ネットワーク統合及び強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策を前提として、本事業に必要な部分に限り経費として認める。）
- 教育データの連携を利用するOSソフト、各種学習ツール、デジタル教科書、その他のデータ連携に関する必要な構築費、ライセンス費（※）、その他、実証研究の実施にあたり、当然必要となる経費（備品の購入は含まない。）

（※）ライセンス費については、本事業における4 (1) を踏まえた事業計画の検討の過程において追加的に必要性が生じたものに限る。（ライセンス数及び利用期間については文部科学省と協議の上決定することとする。）

なお、既に導入されているハードウェア、ソフトウェア、ライセンスについては、実証研究の趣旨・内容に反しない限り積極的に活用すること。文部科学省による指定期間終了後も、実証機関において、本事業における取組を継続、さらには普及するため、実証前への環境復元の経費は調達範囲の対象外とする。万が一、実証前の環境に戻したい場合は、その理由や必要性を文部科学省に示すとともに、実証機関において費用を負担し、自ら実施すること。

(3) その他

その他、以下の点について留意すること。

実証研究では、教育データの利活用自体が目的とならず、活用の場面・方策が、児童生徒の発達段階に応じた最適な活用や教師の業務に関して最適な活用となるように留意すること。単にシステム間でデータを連携し表示する取組にとどまるのではなく、利活用を通じて、データ利活用の効果や活用する際の留意事項等について総合的に検証すること。

なお、実証研究結果が全国に普及することを見据えるため、データ利活用の内容が全国的な意義やニーズが認められるものであるとともに、研究の実施に当たっては再現性のある成果が得られる取組となるよう留意すること。

応募にあたり、事前に実証機関内外の関係部局や関係機関、学校等と協力体制等について調整すること。

(4) セキュリティ等

実証機関等は、文部科学省が求める場合は情報セキュリティ監査・情報システム監査等に対応すること。

実証機関等は、システムの機能開発等に当たっては次にあげる文書を遵守すること。

- ・ サイバーセキュリティ基本法
 - ・ デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
 - ・ 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン
 - ・ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準
 - ・ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範
 - ・ 対策推進計画策定マニュアル
 - ・ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づく情報セキュリティ監査の実施手引書
 - ・ 情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル
 - ・ 外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書
 - ・ 政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン
 - ・ 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針
 - ・ 高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン
 - ・ 文部科学省情報セキュリティポリシー
 - ・ 文部科学省情報セキュリティポリシーに基づく規程（下位規程）
- ※ 「文部科学省情報セキュリティポリシー」に係る文書については、非公表の資料であるが、契約締結後にとりまとめ事業者が文部科学省に守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。また、以下の文書を参照し、同文書に記載された環境から利用できるようシステムの機能開発を行うこと。
- ・ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

なお、参画事業者については、情報セキュリティに係る認証（ISO/IEC27001又はプライバシーマーク）を取得していることを条件とする。ただし、当該認証取得者と同等以上の情報セキュリティマネジメント体制を構築・運用していることが明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、文部科学省の理解を得ること。）

(5) 参照文書

実証機関等は、委託内容を実施するに当たっては、以下の文書や事業等の内容を十分に踏まえること。今後の政府全体の検討状況、審査委員会等からの指摘事項等に基づいて内容等が変更になる場合があるので留意するとともに、その場合は文部科学省の指示に従うこと。

- ・ 効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について（令和6年度議論のまとめ）
(令和7年2月 教育データの利活用に関する有識者会議)
- ・ 次世代校務DXガイドブック-都道府県域内全体で取組を進めるために-（令和7年3月 文部科学省）
- ・ 教育データの利活用に係る留意事項（文部科学省）
- ・ 校務系・学習系ネットワークの連携に関する実証事業（文部科学省）
- ・ こどもデータ連携の取組の推進に関する調査研究等（こども家庭庁）
- ・ 教育データ連携の実現に関する調査研究等（デジタル庁）
- ・ 令和6年度「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業」（文部科学省 CBT システム（MEXCBT）の拡充・活用推進事業）～MEXCBT データ等の教育データの活用に向けた実証研究～（文部科学省）
- ・ 令和7年度「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用事業」（教育データ利活用の加速化事業）（文部科学省）
- ・ 令和7年度「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業」（教育データ利活用の推進事業）～効果的な教育データ利活用に関する調査研究事業～（文部科学省）
- ・ 上記のほか、教育データ連携や学校DX、学校の働き方改革の取組に関する関係各府省等の施策等

7 応募手続き・採択等

(1) 応募可能な者

応募可能な者は、学校設置者（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）とする。なお、複数の学校設置者による共同応募や地方自治法上の一一部事務組合や広域連合による応募も可とする。なお、複数の学校設置者による共同応募を行う場合は、幹事となる学校設置者を定めた上で、当該学校設置者が応募に必要な資料を提出すること。

(2) 指定条件に関する項目の配分

応募時に提出される事業計画書を参照の上、以下の項目ごとに定める件数に応じて実証機関を選定するものとする。

① 教育データ利活用の段階に関する項目

4(1)に記載の教育データ利活用の実証機関の現在ある段階及び今後の展開について、基礎枠を5件（予定）、成長枠を2件（予定）、発展枠を2件（予定）選定する。応募者は、いずれか1枠を選択して応募すること。なお、国立学校法人及び学校法人の選定については、枠の重複を排除したうえで、全体で2件を上限とする。

＜教育データ利活用の段階に応じた分類＞（再掲） ※以下から1つの選択が必須

基礎枠：教育データ利活用について未着手又は検討中であり、令和8年度に主にデータ利活用の目的設定からシステムの検討までを実施する。（5件（予定））

成長枠：教育データ利活用の取組を始めているが、令和8年度にデータ利活用の目的・方法・データ項目の再整理を行い、システムの開発・改修を行い、教育委員会又は学校でのデータ利活用の実践、効果検証を実施する。（2件（予定））

発展枠：教育データ利活用の取組を継続的に続けており、令和8年度には主としてデータ利活用の実践及び実施機関における検証・取組の改善を実施する（本事業において、教育データ利活用による効果の整理や新たなユースケース創出の検討に協力することが期待される）。（2件（予定））

② データ利活用の目的に関する項目

教育データ利活用の目的について、以下の各項目から1件以上選定する。（ただし、該当テーマの応募がない場合及び最低評価点を超える機関がない場合はこの限りでない。）応募者は、該当する項目をすべて選択し、さらに、選択した項目の内、特に力を入れて取り組む項目を1項目のみ記載して応募すること。

＜教育データ利活用の目的＞ ※以下から1つ以上の選択が必須

- ・ 個別支援のためのデータ活用（学習支援1件以上、生活支援1件以上）
個人への学習面のサポート、個人への生活面のサポート、児童生徒本人の振り返り
- ・ 授業改善のためのデータ活用（1件以上）
授業計画の作成、授業の円滑な運営、授業の振り返り
- ・ 組織的な対応のためのデータ活用（1件以上）
チーム学校として特に支援や配慮が必要な児童生徒への組織的な対応
- ・ 学校経営・学級経営のためのデータ利活用（1件以上）
学校設置者による学校の支援、働き方改革、学校風土や学級満足度の改善
- ・ 施策立案のためのデータ活用（1件以上）
統計的なデータの利用

③ 優先テーマに関する項目

教育データ利活用の優先テーマについて、以下の各項目から1件以上選定する。（ただし、該当テーマの応募がない場合及び最低評価点を超える機関がない場合はこの限りでない。）応募者は、該当する項目をすべて選択して応募すること。

なお、本項目の最低件数の確保は、②の最低件数の確保に優先する。（仮に、③のいず

れかの項目の採択数を充足するために、②のいずれかの目的について1件も採択できない場合には、③の項目の採択数を充足することを優先する。)

<優先テーマ> ※選択は任意

- ・ 実証機関内の関係部局等や実証機関以外の機関等が保有するデータを連携した支援（1件以上）
- ・ 実証機関における施策立案等のための統計的なデータの活用（1件以上）
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果の活用（1件以上）
- ・ 心の健康観察と他のデータを連携した組織的な対応としての活用（1件以上）
- ・ 自宅等の授業外の学習データや生活データを学校における学習指導や生活指導に生かす活用（1件以上）

(3) 経費の規模

実証事業で計上できる経費の規模は、以下のとおりとする。

基礎枠 1件当たり4,000千円（税込）を上限とする。

成長枠 1件当たり15,000千円（税込）を上限とする。

発展枠 1件当たり10,000千円（税込）を上限とする。

実証機関の総数は、予算の範囲内で、応募状況を鑑み決定することとし、上記件数の経費の総額が70,000千円（税込）に満たない場合は、追加で採択する。

なお、必要な経費についてはよく精査したうえで応募すること。

(4) 応募に必要な資料

応募に必要な資料は次の通り。様式は、文部科学省ホームページからダウンロードすること。なお、用紙サイズはA4縦版横書きを原則とし、日本語で作成すること。また、文字サイズは10.5ポイント以上、枚数は最大20枚までとすること。

- ・ 申請書かがみ（別紙様式1）
- ・ 事業計画書（別紙様式2）
- ・ 所要経費の根拠資料
- ・ 誓約書（別紙様式3）

(5) 事業計画書の記載事項

事業計画書の記載事項は、次の通りとする。ただし、必要に応じて、その他の事項を追加で記載しても差支えない。

① 応募者の概要

- ・ 実証機関の概要（名称、住所、代表者氏名、担当者情報）
- ・ 参画事業者の概要（名称、住所、代表者氏名、担当者情報）

② 採択条件に関する項目（7（2）①～③に対応）

- ・ 教育データ利活用の段階に関する項目（基礎枠／成長枠／発展枠）及び枠を希望する理由（1000文字以内）
 - ・ データ利活用の目的に関する項目
 - ・ 優先テーマに関する項目
- ③ 実証研究の計画の詳細
- ・ 実証研究の内容
 - 教育データ利活用の目的を定める
 - 教育データ利活用の方法を決める
 - 利活用するデータを決める
 - 教育データ利活用のシステムを決める
 - 教育データの活用
 - 効果や課題を確認し、ネクストアクションを検討する
 - 【発展枠】教育データ利活用による効果の整理や新たなユースケース創出の検討
 - ・ 実施体制、役割等がわかる全体像（図）
 - ・ 事業の実施スケジュール
 - ・ 実証機関及び参画事業者における教育データ利活用に関する取組実績
 - ・ 令和8年度に実証予定の実証機関及び学校において使用予定の教育関係システム
- ④ 実証事業に必要な経費等
- ・ 実証機関に必要な経費
 - ・ 参画事業者に必要な経費

（6） 公募に関する質問受領期限

令和8年2月27日（金）15：00

※なお、質問等に係る重要な情報は文部科学省HPにて開示する。

（7） 応募資料の提出期限

令和8年3月19日（木）17：00

（8） 応募資料の提出方法

- ・ 応募に必要な資料は、「10 公募要領に関する連絡先・応募資料の提出先」に記載する連絡先宛てに電子メールにより提出すること。電子メールにより提出後、電話にて提出した旨を連絡すること。
- ・ 電子メールの件名は「【応募者の名称（例：○○県○○市）】事業計画書（令和8年度教育データ利活用の加速化事業）」とすること。

- ・ 電子メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わない。

8 誓約書の提出

応募者は、事業計画書の提出時に、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人以外が応募者又は参画事業者となる場合は暴力団等に該当しない旨の別紙様式の誓約書を提出すること。また、複数の参画事業者がある場合は全ての参画事業者について誓約書を提出すること。誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反したこととなったときは、当該者の事業計画書は無効とする。

9 実証機関の選定

（1）選定方法

審査会を設置し、審査要領及び審査基準を踏まえ、書面審査により実証機関を選定する。

（2）応募資料の確認

選定は提出された応募資料に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出や、応募資料の内容に関するヒアリング等を求める場合がある。

（3）選定結果の通知

文部科学省は、令和8年3月下旬を目途にすべての応募者に対して選定結果の通知を行うとともに、令和8年4月下旬を目途に文部科学省ホームページにおいて公表する。実証機関として採択された場合、必要に応じて文部科学省と実証機関との間で調整の上、応募資料（実証研究に必要な経費を含む）の修正等を行う場合がある。

なお、本事業を進める中で、応募時に提出した事業計画を変更する必要が生じた場合は、とりまとめ事業者を通じて、文部科学省に申請すること。文部科学省は、審査基準に記載の事項が、変更前と変更後の事業計画において同様の水準であると認められる場合に限り、事業計画の変更を承認するものとする。また、事業の進捗に重大な遅れが生じるなど、当初の事業計画を完遂することが著しく困難であると文部科学省が判断した場合、実証機関と協議のうえ、事業計画の変更（実証研究に必要な経費を含む）を要請する場合がある。

10 公募要領に関する連絡先・応募資料の提出先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課教育DX推進室

TEL：03-5253-4111（代表）（内線3619）

E-mail：kyoikudx@mext.go.jp

担当者：長屋、山本

教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等
実証機関公募 審査基準

I 審査方法

審査は、実証機関を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行うこととし、必要に応じてオンラインによる面接選考を行うものとする。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、実証機関に応募する機関が提出する企画提案をそれぞれ「絶対評価」して行うものとする。審査委員は、Vに示す評価項目ごとに、VIに示す評価基準に基づき点数化する。各委員の合計点のうち、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数が応募機関の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として「IV 採択案件の配分」の各項目について最も得点の高い者から順に上から採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。なお、最低評価点は、全ての項目において満点だった場合の合計点数に占める配点割合の 60%の点数とし、60%未満の点数の者は採択しないものとする。

IV 採択案件の項目

1. 教育データ利活用の段階に関する項目

教育データ利活用の実証機関の現在ある段階及び今後の展開について、基礎枠を 5 件（予定）、成長枠を 2 件（予定）、発展枠を 2 件（予定）採択されるようにする。なお、国立学校法人及び学校法人については、枠の重複を排除したうえで全体で 2 件を上限とする。

<教育データ利活用の段階に応じた分類>

- ① 基礎枠：教育データ利活用について未着手又は検討中であり、令和 8 年度に主にデータ利活用の目的設定からシステムの検討までを実施する。（5 件（予定））
- ② 成長枠：教育データ利活用の取組を始めているが、令和 8 年度にデータ利活用の目的・方法・データ項目の再整理を行い、システムの開発・改修を行い、実証機関又は学校でのデータ利活用の実践、効果検証を実施する。（2 件（予定））
- ③ 発展枠：教育データ利活用の取組を継続的に続けており、令和 8 年度には主としてデータ利活用の実践及び実施機関における検証・取組の改善を実施する（本

事業において、教育データ利活用による効果の整理や新たなユースケース創出の検討に協力することが期待される)。(2件(予定))

2. データ利活用の目的に関する項目

教育データ利活用の目的について、以下の各項目が1件以上採択されるようとする。(ただし、該当テーマの応募がない場合及び最低評価点を超える機関がない場合はこの限りでない。)

<教育データ利活用の目的>

- ① 個別支援のためのデータ活用 (学習支援1件以上、生活支援1件以上)
個人への学習面のサポート、個人への生活面のサポート、児童生徒本人の振り返り
- ② 授業改善のためのデータ活用 (1件以上)
授業計画の作成、授業の円滑な運営、授業の振り返り
- ③ 組織的な対応のためのデータ活用 (1件以上)
チーム学校として特に支援や配慮が必要な児童生徒への組織的な対応
- ④ 学校経営・学級経営のためのデータ利活用 (1件以上)
学校設置者による学校の支援、働き方改革、学校風土や学級満足度の改善
- ⑤ 施策立案のためのデータ活用 (1件以上)
統計的なデータの利用

3. 優先テーマに関する項目

教育データ利活用の優先テーマについて、以下の各項目が1件以上採択されるようする。(ただし、該当テーマの応募がない場合及び最低評価点を超える機関がない場合はこの限りでない。)

なお、本項目の最低件数の確保は、2. の最低件数の確保に優先する。(仮に、3. のいずれか項目の採択数を充足するために、2. のいずれかの目的について1件も採択できない場合には、3. の項目の採択数を充足することを優先する。)

<優先項目>

- ① 実証機関内の関係部局等や実証機関以外の関係機関等が保有するデータを連携した支援 (1件以上)
- ② 実証機関における施策立案等のための統計的なデータの活用 (1件以上)
- ③ 全国学力・学習状況調査の結果の活用 (1件以上)
- ④ 心の健康観察と他のデータを連携した組織的な対応としての活用 (1件以上)
- ⑤ 自宅等の授業外の学習データや生活データを学校における学習指導や生活指導に生かす活用 (1件以上)

V 評価項目

1. 事業内容に関する評価 (180点)

- ① 本事業の趣旨、目的、条件及び内容を理解し、公募要領に記載した事業内容について網羅的に提案されていること。その際、単にシステムの構築にとどまるのではなく、利活用を通じて、データ利活用の効果や活用する際の留意事項等について総合的に検証する取組であること。(20点)
 - ② 応募機関の教育データ利活用の状況を分析し、適切な「枠」の選択が行われていること。(10点)
 - ③ 教育データ利活用の目的について、実証研究に係る実証機関等が抱えている課題や政策目的及びその背景を踏まえ設定しており、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な検討が見込まれるものであること）。(10点)
 - ④ 教育データ利活用の方法の検討について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な検討が見込まれるものであること）。(10点)
 - ⑤ 利活用するデータについて、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な整理・検討が見込まれるものであること）。(10点)
 - ⑥ 教育データ利活用のシステム及びその環境の概要について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な整理・検討が見込まれるものであること）。(10点)
 - ⑦ 教育データの活用について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な検討及び試行が見込まれるものであること）。(10点)
 - ⑧ 効果や課題を確認及びネクストアクションの検討について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な検討が見込まれるものであること）。(10点)
 - ⑨ 本事業における効果検証が適切に行われる見込みがあること。(10点)
 - ⑩ 優先課題に対する提案がなされていること。（より具体的かつ適切な提案なされている場合には、優れていると評価する。）(10点)
 - ⑪ 取組の実施や効果検証を通じた成果について、他の地域への波及効果が期待できるものであること。(20点)
 - ⑫ 学校や関係部署等におけるデータ入力やシステムの導入等について、教職員等の負担軽減に関する取組又は配慮が具体的に記載されていること。(20点)
 - ⑬ 実施スケジュールが具体的かつ合理的であること。(20点)
 - ⑭ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定が妥当であること。(10点)
2. 事業の実施体制に関する評価 (40点)
- ① 本事業を実施するために必要な担当部署の体制及びエフォートが確保されている

こと。(10点)

- ② 本事業の成果を最大化するために、学校や関係部署等を巻き込み、十分な連携・協力ができる体制を整えていること（基礎枠については、必ずしも参画事業者が確定している必要はない。）。（20点）
- ③ 本事業の指定終了後も自立的かつ発展的な取組の継続が期待できる組織体制が整えられていること。（10点）

VI 評価基準

- (1) 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業の実施体制に関する評価」については、以下の5段階評価にて採点を行う。なお、「1. 事業内容に関する評価」②③④⑤⑥⑦及び「2. 事業の実施体制に関する評価」①の項目については、括弧内の点数を採用する。

大変優れている=10点(20点)	やや優れている=8点(15点)
やや劣っている=5点(10点)	劣っている=3点(5点)

「教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等」
実証機関公募 評価シート

審査委員名 :

審査対象機関名 :

評価項目	満点	点数	コメント
1. 事業内容に関する評価	180	0	
①本事業の趣旨、目的、条件及び内容を理解し、公募要領に記載した事業内容について網羅的に提案されていること。その際、単にシステムの構築にとどまるのではなく、利活用を通じて、データ利活用の効果や活用する際の留意事項等について総合的に検証する取組であること。	20		
②応募機関の教育データ利活用の状況を分析し、適切な「枠」の選択が行われていること。	10		
③教育データ利活用の目的について、実証研究に係る実証機関等が抱えている課題や政策目的及びその背景を踏まえ設定しており、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な検討が見込まれるものであること）。	10		
④教育データ利活用の方法の検討について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な検討が見込まれるものであること）。	10		
⑤利活用するデータについて、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な整理・検討が見込まれるものであること）。	10		
⑥教育データ利活用のシステム及びその環境の概要について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な整理・検討が見込まれるものであること）。	10		
⑦教育データの活用について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な検討及び試行が見込まれるものであること）。	10		
⑧効果や課題を確認及びネクストアクションの検討について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること（基礎枠については、適切な検討が見込まれるものであること）。	10		
⑨本事業における効果検証が適切に行われる見込みがあること。	10		
⑩優先課題に対する提案がなされていること。（より具体的かつ適切な提案なされている場合には、優れていると評価する。）	10		

⑪取組の実施や効果検証を通じた成果について、他の地域への波及効果が期待できるものであること。	20		
⑫学校や関係部署等におけるデータ入力やシステムの導入等について、教職員等の負担軽減に関する取組又は配慮が具体的に記載されていること。	20		
⑬実施スケジュールが具体的かつ合理的であること。	20		
⑭不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定が妥当であること。	10		
2. 事業の実施体制に関する評価	40	0	
①本事業を実施するために必要な担当部署の体制及びエフォートが確保されていること。	10		
②本事業の成果を最大化するために、学校や関係部署等を巻き込み、十分な連携・協力ができる体制を整えていること（基礎枠については、必ずしも参画事業者が確定している必要はない。）。	20		
③本事業の指定終了後も自立的かつ発展的な取組の継続が期待できる組織体制が整えられていること。	10		
合計	220	0	

審査要領

「教育データ利活用に関する調査研究等」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課教育DX推進室に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員は原則審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。
- (不公正な働きかけ)
- 第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課教育DX推進室に報告しなければならない。
- 2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。